

政務活動費領収書等貼付用紙

| | |
|--|---|
| 整理番号 | 157 |
| 支出年月日 | 平成 30 年 3 月 2 日 |
| 支出項目 | 調査研究費 研修費 広報費 <u>広聴費</u> 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費 |
| 領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。) | |
|  | |
| 支出内容 (按分の計算方法) | とPR5.079A |
| その他 | |

政務活動費領収書等貼付用紙

| | |
|---|--|
| 整理番号 | 152 |
| 支出年月日 | 平成 30年 5月 9日 |
| 支出項目 | 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費 |
| 領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。) | |
| | |
| 支出内容 (按分の計算方法) | コピー代 6200円 ÷ 2 = 3,100円 5200円 - 3,100円 = 2,100円 |
| その他 | |

ENEOS

納品書(領収書)

2018年03月09日 16:39

売上
 ゲイテースカード カイン 様
 トーク XXXXXXXXXXXX7002
 提携カード
 車両番号 実車番
 0026-00
 レギュラー P-01
 43.66L

¥6,200

合計 ¥6,200

(内消費税等(8.00%) ¥459)

クレジット支払

有効期限: XX/XX NC

支払方法: 一括払い

承認番号: 0152283

カード番号:

ポイント: 基本P

特別P

今回計

利用ポイント

利用可能ポイント

本日付与されたポイントは2~3日

目以降に反映されます。有効期限切

等の理由で、Tカードにポイントが

加算されないことがあります。

詳細はwww.tsite.jpにてご確認ください。

税引率: 10%

消費税: 500円

合計: 6,200円

現金: 0円

合計: 6,200円

ENEOSフロンティア関西Co

DDセルフ西芦屋

兵庫県 神戸市 東灘区

深江南町2丁目13-25

TEL: 078-414-6560

SS-610556

シートNo

ターナルNo

外通番

2018/03/09

152-2

政務活動費領収書等貼付用紙

| | |
|---|---|
| 整理番号 | 159 |
| 支出年月日 | 平成 30年 2月 12日 |
| 支出項目 | 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 <u>資料購入費</u> 人件費 事務所費 |
| 領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。) | |
| <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">領 収 証</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">予彦市議会議員 様 20年 2月 12日</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">長谷 基弘</p> <hr style="border: 1px solid black;"/> <p style="font-size: 1.5em; margin: 0;">* 9,990 -</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">但「予彦市α昭和写真集」</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">上記正に領収いたしました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start; margin-top: 10px;"> <div style="width: 40%;"> <p>内 訳</p> <p>税抜金額</p> <p>消費税額等(%)</p> </div> <div style="width: 55%; text-align: right;"> <p style="font-size: 0.8em;">〒0797-0031 西条市日野町1-1</p> <p style="font-size: 1.2em;">(資) 大和昭文堂</p> <p>TEL (0797) 22-3750</p> <p>FAX (0797) 22-6320</p> </div> </div> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 10px;">コクヨ ウケ-1048</p> | |
| 支出内容 (按分の計算方法) | 場 9,970円 x 0.25 = 2,492.5円 25% |
| その他 | |






| | | | |
|---|--|--|--|
| 樹林舎 〒150-102 東京都品川区日吉1-15-4 TEL(052)801-3144 FAX(052)801-3148 | | 注文日 月 日 | |
| | | 注文数 冊 | |
| 著者 監修 藤川 祐作 | | 書名・定価 写しアルバム 吉屋市の昭和 本体価格 九二五〇円 + 税 | |
| ISBN978-4-908436-16-1 C0021 *9250E | | | |
| 樹林舎 〒150-102 東京都品川区日吉1-15-4 | | ISBN978-4-908436-16-1 C0021 *9250E | |

売上カード

ISBN978-4-908436-16-1 C0021 *9250E

159-2

政務活動費領収書等貼付用紙

| | |
|--|--|
| 整理番号 | 160 |
| 支出年月日 | 平成 30 年 3 月 17 日 |
| 支出項目 | 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費 |
| 領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。) | |
| <h1>ENEOS</h1> <p>納品書(領収書) 2018年03月16日 20:53</p> <p>売上 クレジット カード 様 トークン XXXXXXXXXXXX7002 提携カード 車両番号 実車番 0026-00 レギュラー P-01 42.36L * ¥6,014 -¥84 (QRクーポン値引 2円) 合計 ¥5,930 (内消費税等(8.00%) ¥439) クレジット支払 有効期限: XX/XX NC 支払方法:一括払い 承認番号:  カード番号:  ポイント: 基本P 特別P 今回計</p> <p>利用ポイント 利用可能ポイント 本日付与されたポイントは2~3日 目以降に反映されます。有効期限切 等の理由で、Tカードにポイントが 加算されないことがあります。 詳細はwww.tsite.jpにてご確認下 さい。</p> <p>ENEOSフロンティア関西C.O. DDセルフ西芦屋 兵庫県 神戸市 東灘区 深江南町2丁目13-25 TEL:078-414-6560 SS-610556 サイトNo:  ターナルNo:  外通番: </p> <p>2018/03/17</p> | |
| 支出内容 (按分の計算方法) | <p>5,930円 ÷ 2 = 2,965円</p> <p>残 0円</p> <p>残 2,965円</p> |
| その他 | |

政務活動費領収書等貼付用紙

| | |
|---|--|
| 整理番号 | 161 |
| 支出年月日 | 平成 30年 3月 17日 |
| 支出項目 | 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費 |
| 領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。) | |

| | |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。</p> <p style="text-align: center;">利用証明書</p> <p style="text-align: center;"> 阪神高速</p> <p>料金所(自) 深江 料金所(至) 湊川(西行)出</p> <p style="text-align: center;">18年 3月17日 11時31分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥740- (ETC/レゾナ)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 [REDACTED]</p> <p style="font-size: small;">本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、http://www.etc-meisai.jp/ にアクセスして下さい。</p> | <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。</p> <p style="text-align: center;">利用証明書</p> <p style="text-align: center;"> 阪神高速</p> <p>料金所(自) 湊川東行 料金所(至) 深江出</p> <p style="text-align: center;">18年 3月17日 15時26分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥740- (ETC/レゾナ)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 [REDACTED]</p> <p style="font-size: small;">本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、http://www.etc-meisai.jp/ にアクセスして下さい。</p> |
|---|---|

| | |
|-------------------|--|
| 支出内容 (按分の計算方法) | |
| その他 | |

厚生労働省の学童保育担当者をお迎えしての
放課後児童健全育成事業 2018 年度予算

説明会

日頃より学童保育事業（放課後児童健全育成事業）の発展のためにご理解・ご協力をいただきましてありがとうございます。

2015 年度より「子ども・子育て支援新制度」が実施され、市町村は国の省令基準に基づいて条例（最低基準）を制定し、指導員（支援員）の公的資格制度も制定され、学童保育予算も増額されるなど学童保育（放課後児童クラブ）は新しい発展を迎えつつあります。

そこで「全国学童保育連絡協議会近畿ブロック」が呼びかけ、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室の小林克嘉室長補佐に来ていただき「放課後児童健全育成事業 2018 年度」予算を中心に詳しい事業説明や、国の考え方をお話していただくことになりました。

開催日 2018 年 **3 月 17 日** (土) 午後 1 時～3 時

会場 **新長田勤労市民センター**

(JR・市営地下鉄「新長田」駅南側すぐ)

参加費 無料

12 時 40 分 受付
13 時 00 分 開会・あいさつ

13 時 05 分 厚労省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
14 時 05 分 質疑応答

15 時 00 分 終了

小林克嘉氏による説明



○2 府 4 県の議会議員、自治体担当者、学童保育関係者、研究者の方々にご案内しております。



主催 **全国学童保育連絡協議会近畿ブロック**

京都学童保育連絡協議会・兵庫学童保育連絡協議会・滋賀県学童保育連絡協議会
奈良県学童保育連絡協議会・和歌山県学童保育連絡協議会・大阪学童保育連絡協議会

とりまとめ：大阪学童保育連絡協議会（担当：柴田/泊）

大阪市中央区谷町 7 丁目 2-2-202 TEL 06-6763-4381 FAX 06-6763-3593

E-mail office@gakudou-osaka.net

地方分権改革における学童保育の基準緩和に関する資料

【全国学童保育連絡協議会】
作成

| 都道府県名 | 市町村名 | 担当課 | 学童保育の実施状況 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|-------------|----------------------------------|-------|-----------|-----------------------------------|------|------|-----------------------|--------|-------------------|--------|--------|-------|-----|----|---|
| | | | 地方分権改革/義務付け・枠付けの見直し等を内閣府に提案した市町村 | | | 放課後児童支援員等処遇改善等事業を実施した市町村※①②の内容は後述 | | | 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 | 支援の単位数 | 児童の集団の規模別(支援の単位数) | | | | | | |
| | | | 賃金の緩和 | 配級の緩和 | 基準の廃止又は参酌 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | | | 19人以下 | 20～45人 | 46～70人 | 71人以上 | | | |
| 北海道 | 旭川市 | 子育て育成課 | | | ● | | | | | | | ● | 78 | 7 | 56 | 14 | 1 |
| 茨城県 | ひたちなか市 | 教育委員兼青少年課 | ● | | ● | | | | | | | ● | 46 | 2 | 21 | 23 | |
| 埼玉県 | 川越市 | 教育財務課 | ● | | | | | | | | | | 56 | | 39 | 12 | 5 |
| 神奈川県 | 逗子市 | 保育課 | ● | | | | | | | | | | 9 | | 9 | | |
| 岐阜県 | 中津川市 | 教育委員兼子育て支援室 | | ● | | | | | | | | | 20 | 3 | 17 | | |
| 岐阜県 | 本巣市 | 子ども大切課 | | ● | | | | | | | | | 19 | 2 | 17 | | |
| 静岡県 | 藤田市 | 教育総務課 | ● | | | | | | | | | | 47 | 3 | 44 | | |
| 静岡県 | 伊豆の国市 | 学校教育課 | | | ● | | | | | | | | 10 | 2 | 3 | 5 | |
| 愛知県 | 名古屋市長 | 放課後児童課兼課長室 | ● | | | | | | | | | | 220 | 23 | 157 | 36 | 4 |
| 愛知県 | 豊橋市 | 子ども家庭課 | ● | | ● | | | | | | | | 84 | 7 | 57 | 19 | 1 |
| 愛知県 | 豊川市 | 子育て支援課 | ● | | | | | | | | | | 37 | 3 | 26 | 8 | |
| 愛知県 | 半田市 | 子育て支援課 | ● | | | | | | | | | | 24 | 2 | 20 | 2 | |
| 京都府 | 亀岡市 | 社会教育課 | ● | | | | | | | | | | 28 | 8 | 14 | 4 | 2 |
| 鳥取県 | 出雲市 | 子ども政策課 | ● | | | | | | | | | | 45 | 4 | 21 | 14 | 6 |
| 岡山県 | 倉敷市 | 子育て支援課 | ● | | | | | | | | | | 131 | 10 | 117 | 4 | |
| 岡山県 | 渡口市 | 子ども未来課 | ● | | | | | | | | | | 9 | 1 | 6 | 2 | |
| 広島県 | 庄原市 | 児童福祉課 | ● | ● | | | | | | | | | 17 | 1 | 13 | 3 | |
| | 防府市 | 子育て支援課 | ● | | ● | | | | | | | | 31 | 1 | 20 | 10 | |
| 愛知県 | 高松市 | 子育て支援課 | ● | | | | | | | | | | 108 | 5 | 83 | 19 | 1 |
| 福岡県 | 北九州市 | 子育て支援課 | ● | | ● | | | | | | | | 335 | 16 | 315 | 4 | |
| 熊本県 | 長洲町 | 子育て支援課 | ● | ● | | | | | | | | | 4 | 1 | 2 | 1 | |
| 宮崎県 | 宮崎市 | 生涯学習課 | ● | | ● | | | | | | | | 77 | 2 | 49 | 18 | 8 |
| 宮崎県 | 都城市 | 保育課 | ● | | | | | | | | | | 59 | 8 | 46 | 5 | |
| 秋田県 | | | ● | | ● | | | | | | | | | | | | |
| 福島県 | | | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 岐阜県 | | | ● | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 静岡県 | | | ● | | ● | | | | | | | | | | | | |
| 京都府 | | | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥取県 | | | | | ● | | | | | | | | | | | | |
| 徳島県 | | | ● | | ● | | | | | | | | | | | | |
| 佐賀県 | | | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 熊本県 | | | ● | | ● | | | | | | | | | | | | |
| 沖縄県 | | | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| ★全国知事会 | | | | | ● | | | | | | | | | | | | |
| ★全国市長会 | | | | | ● | | | | | | | | | | | | |
| ★全国町村会 | | | | | ● | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | 24 | 6 | 15 | | 199 | 247 | 296 | 11 | | 111 | 1,152 | 203 | | 28 | |

※この表は、1741自治体のうち、地方分権改革で義務付け・枠付けの見直し等を内閣府に提案した自治体、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施している自治体を抜粋したものです。

（放課後児童支援員等処遇改善等事業(2017年度)）

……などの開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

① 家庭、学校等との連絡及び情報交換等を行い、いずれかの業務に従事する職員(※1)を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な経費の補助を行う。

※1 職員は当該全ての業務の主担当でなくともよい

② または、①に加え、地域との連携、協力等を行い、いずれかの業務に従事する職員(※2)を配置し、うち1名以上を常勤職員(※3)とする場合に、当該職員の賃金改善経費を含む常勤職員を配置するために必要な経費の補助を行う。 ※2、3 職員及び常勤職員は(i)の業務や地域との連携協力等全ての業務の主担当でなくともよい。

補助基準額:① 154.1万円 ② 290.4万円

◇放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業(2017年度)

放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する。

(i)放課後児童支援員を対象に年額12.4万円(月額約1万円)

(ii)経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を終了した者を対象に i と合わせて年額24.8万円(月額約2万円)

(iii)経験年数が概ね10年以上の事業所長(マネジメント)的立場にある放課後児童支援員を対象に ii と合わせて年額37.2万円(月額約3万円)

資料出典

*地方分権改革で義務付け・枠付けの見直し等を内閣府に提案した自治体

内閣府HP 地方分権改革・提案募集の状況 平成30年より

*「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を27、29年度…厚生労働省・全国厚生労働関係部局長会蔵資料

28年度…厚生労働省・全国児童福祉主管課長会蔵資料より

公的責任における放課後児童クラブ（学童保育）の抜本的拡充を目指す 議員連盟総会（発言要旨）

2018年2月20日（火）11時から 参議院議員会館B103会議室（地下1階）にて

【議員出席】（敬称略）

衆議院 自由民主党 馳 浩（石川県1区）議連会長
神山佐市（埼玉県7区）
北村誠吾（長崎県4区）
武村展英（滋賀県3区）
富岡 勉（比例九州）
松本剛明（兵庫県11区）

希望の党 泉 健太（京都府3区）幹事長

立憲民主党 大河原雅子（比例北関東）

日本共産党 宮本岳志（比例近畿）

参議院 公明党 石川博崇（大阪府）事務局長

【秘書出席】（敬称略）

衆議院 自由民主党 岩田和親事務所（比例九州）／池田佳隆事務所（比例東海）
宮内秀樹事務所（福岡4区）／工藤彰三事務所（愛知4区）
佐々木 紀事務所（石川2区）／田野瀬太道事務所（奈良4区）
左藤 章事務所（大阪2区）／田畑裕明事務所（富山1区）
遠藤利明事務所（山形1区）

日本共産党 高橋千鶴子事務所（比例東北）

参議院 日本共産党 田村智子事務所（比例）

【出席】厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課 川鍋慎一課長
文部科学省 生涯学習政策局 社会教育課 八木和広課長
内閣府子ども・子育て本部 川岸直樹 参事官補佐

【陪席】全国学童保育連絡協議会会長 木田保男
地方自治確立対策協議会（地方六団体）中原健一部長
内閣府地方分権改革推進室 関口龍海 参事官補佐

【全国学童保育連絡協議会・地域連絡協議会】

高橋 誠（全国学童保育連絡協議会事務局長・東京・保護者）
出射雅子（全国学童保育連絡協議会副会長・京都・保護者）
嘉村祐之（全国学童保育連絡協議会副会長・岩手・指導員）
賀屋哲男（全国学童保育連絡協議会副会長・愛知・連協職員）
池川尚美（宮城県学童保育ネットワーク）／新井 隆（栃木県学童保育連絡協議会）
森川鉄雄（埼玉県学童保育連絡協議会）／菅井真純（東京都学童保育連絡協議会）
小森伸二（横浜学童保育連絡協議会）／池谷 潤（神奈川県学童保育連絡協議会）
河内久美（石川県学童保育連絡協議会）／柴田聡子（大阪学童保育連絡協議会）
神田公司（熊本県学童保育連絡協議会）
千葉智生（全国学童保育連絡協議会事務局次長）

〈会長挨拶〉 馳 浩会長（衆議院・石川県1区・自由民主党）

現状を把握し、目標を立て、学童保育の拡充をめざしていく。そのために全国連協からご発言をいただき、現場を充実させていきたい。

〈学童保育の現状と平成30年度予算案について〉

厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課 川鍋慎一課長
文部科学省 生涯学習政策局 社会教育課 八木和広課長

〈全国連協からの発言〉 会長・木田保男

2015年より子ども・子育て支援新制度がはじまり、それまでなかった学童保育に対する基準が設けられたことは画期的なことだと考えている。議連の方々のご助力があつてのこと。しかし、「従うべき基準」は、放課後児童支援員の配置と員数にとどまっている。私たちはもっと他の事項についても「従うべき基準」として位置づけるよう改善を求めてきた。12月の閣議決定では、「従うべき基準」の参酌化の検討が挙げられ、私たちは愕然とした。十分な検討もないままにすすめられているのではないかという懸念がある。全国共通の資格と員数を崩しているのかという懸念がある。指導員のなり手が足りないということが問題になっているが、率直に言わせてもらえば、新制度前、国の学童保育の2014年度の予算は約322億円だったのが、2018年度では799億円となっている。国は努力をして学童保育の予算を増やしている。私たちはこれで十分だとは思っていない。「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を実施しているのは、2017年度でいえば、学童保育を実施している約1600市町村のうち、300弱にとどまっている。自治体はがんばってくれているのか？ もっと努力してもらいたいと考えている。今後、基準の問題は、地方分権の場で検討されるようだが、議論するのは地方分権の場でいいのか。基準について、もともとは厚生労働省社会保障審議会児童部会「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」で検討されてきた。初心に立ち返っての議論が必要ではないか。放課後児童支援員の資格が創設されたことで、現場からは、自分たちの仕事の背景が見えてきた、安心して仕事ができるようになってきたという声が挙げられている。

〈議員からの質問〉 泉 健太幹事長（衆議院・京都府3区・希望の党）

今回の資料に東京都小平市の学童保育と放課後子供教室の「一体型」の資料がだされている。一見するとさまざまなプログラムが生まれ、いいように思うが、学童保育は「生活の場」である。行政の評価、全国連協の評価を聞きたい。

〈文部科学省からの発言〉 文部科学省 生涯学習政策局 社会教育課 八木和広課長

放課後子ども総合プランに基づく放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の取組については、閣議決定等の政府方針においても取組の加速化を進めていくこととされており、国としてもしっかり推進していきたいと考えている。本取組はその放課後子供教室と放課後児童クラブの連携に係る好事例として紹介させていただいているが、必ずこのような連携を行わなければならないということではなく、放課後子ども総合プランの趣旨も踏まえた上で、地域の実情に合わせて無理のない形で取組んでいただくことをお願いしているところ。

〈全国連協からの発言〉 事務局長・高橋 誠

学童保育に入るか否かは子どもが決めることではなく、保護者の判断による。しかし、実際に通うのは子どもたちであり、学校が終わって、自分の足で帰ってこなければならない。ここが保育園とは違うところである。学童保育は子どもたちにとって、「生活の場」であり、子どもたちは

「帰ってこざるをえない子どもたち」である。そうした一人ひとりの子どもたちにとって、学童保育が「生活の場」となるためには、自分のことをわかってきている指導員の存在が不可欠である。学校から帰ってきた子どもたちの様子を見て、「あれ、何かあったな」と感じて、その場で声をかけるのか、少しを待ったほうがいいのかという判断は、一人ひとりの子どもへの理解があって初めてできること。だから、私たちは子どもたちが過ごすために必要なスペースと指導員の専任・複数・常勤配置を求めている。「放課後子供教室」はあくまで活動の場であり、「生活の場」である学童保育とは違う。地域によって、開設日数もさまざまである。子どもたちのなかには、さまざまなプログラムに参加したいと思う子どももいるかもしれないが、「生活の場」である学童保育では、そうしたプログラムには参加したくないということや、今日は一人で本を読んで過ごしてほしいという子どもの思いが保障される必要がある。

〈議員からの発言〉 泉 健太幹事長（衆議院・京都府3区・希望の党）

子どもの日常は、複雑であっていいし、画一的でなくてよい。ていねいに見ていく必要がある。「受け皿」という視点は、政治・行政側のもの。子どもの選択肢は、多様であっていい。

〈議員からの質問〉 神山佐市議員（衆議院・埼玉県7区・自由民主党）

障害児を保育する際の前算について。障害児とはどのようなカテゴリーを指すのか？ 資料では「3名以上」と書かれているが（事務局注：「障害児受入強化推進事業」のこと）、1名でもそうした子どもがいるし、現場は大変ではないか。「3名以上」の際の配置の考え方について質問する。

〈厚生労働省からの回答〉 厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課 川鍋慎一課長

以前は「5名以上」としていたが、現在は「3名以上」としている。この事業のほか、「障害児受入推進事業」があり、1名から必要となる専門的知識等を有する職員を加配するときの補助がある。

〈議員からの発言〉 宮本岳志議員（衆議院・近畿ブロック・日本共産党）

話を聞いていて、愕然としている。「学童保育の指導員は専門性が高く、大切な仕事である」という厚生労働大臣の答弁があったことを思い出す（事務局注：2010年2月の衆議院予算委員会）。「児童の権利に関する条約」に書かれている「子どもの最善の利益」から考えると、同じ場所で行ったとしても放課後子供教室と学童保育は似て非なるものである。子どもたちが絶えず一緒に過ごすことになったり、スペースが確保されなければ、保育の質は確保されない。しかし、ふたつの事業をひとつにしてしまったほうがいい、分けることは差別だと思込んでいる現場もある。地方に任せれば、うまくいくとは思わない。児童部会のような蓄積と理解が地方にあるのか。「従うべき基準」が低すぎる。専門委員会をないがしろにしないでほしい。

〈地方自治確立対策協議会（地方六団体）からの発言〉 中原健一部長

「自治体はがんばっているのか？」という疑問の御意見をいただいたので、自治体の立場を説明させていただきたい。自治体も学童保育の充実に向けてがんばっている。都市自治体では、共働き世帯の増加に対応し、待機児童対策を進めている。しかし、毎年約4万人の受け皿を増やしても、潜在需要により、1～3年生だけでも、待機児童が毎年1万人弱生じて減らない。今後受け皿確保はますます困難になると予想される。一方で、地方の自治体では学童保育の未設置校区も残っている。こうした量的確保の問題に悩む一方で、質の維持・確保の問題も抱えている。放課後児童支援員の認定資格研修の受講が進んでおらず、正式な資格が満たされない経過的な資格で従事している支援員の方も多し。また、新規の支援員を毎年千人単位で確保しなければならな

い状況が続いており、危機感を持っている。こうした課題への対応について自治体にただがんばれというだけでは難しい。自治体に工夫させてもらう余地をいただければ、知恵を出して対応できると思う。「従うべき基準」という技術的な用語の印象で誤解を受けがちである。「従うべき基準」を参酌化するというのは、クラブの質の確保について何でも自由にさせたいということではない。各自治体が条例で基準を定めているので、国ではなく自治体が優先的に基準を決めさせてもらいたいということである。例えば、今回、中学校卒業者が支援員になれるようにするための基準の見直しがなされるが、自治体から改正の必要性について声を上げ、国の検討を経て省令が改正され、各自治体が条例改正するまで2年かかる。この改正により良い方がいれば、支援員になっていただくことができ、受け皿も増やせる。これが「従うべき基準」でなければ、条例で決定できるようになり、半年で対応できる。国の基準に基づいて条例は定められるので、自治体の優れた工夫があれば、それを全国の基準として取り上げることもできる。以前より学童保育は自治体が担ってきたので、もっとがんばらせてもらえる仕組みとしていただきたい。

〈議員からの発言〉 宮本岳志議員（衆議院・近畿ブロック・日本共産党）

2年かかったというが、それだけ時間を要することだったのだろう（その場で川鍋課長に確認）。地方の自由度というが、現在の基準よりも低いものを認めるということになる。守るべきものは守るべきだ。

〈全国連協からの発言〉 副会長・嘉村祐之

今回の省令の見直しでは資格要件の拡大だけでなく、教員免許更新講習の解釈についても整理された。このことはよかったと思う。四国のある県では、教員資格を要件にしている場合、免許更新講習を受講していなければならぬとし、混乱が生じたことがある。夏休みなどに行われているこの講習に、学童保育の指導員は参加できない。放課後児童支援員の資格は、都道府県が実施主体となっているが、全国のどこの都道府県で資格をとっても、例えば、岩手でとっても、他の県でも通用する資格である。資格にかかわることについて、地方任せにせず、国の責任で整理されてよかった。

〈全国連協からの発言〉 事務局次長・佐藤愛子

ようやく学童保育の国としての基準がつくられたところでの質の切り下げには大きく反対である。現在、取り組まれているパブコメにおいても、全国連協としての意見表明をしている。四国のある県の話について補足。県としては、子どもをめぐる現状や児童福祉関係の制度法令はここ10年でも見ても大きく変化していることを学ぶ必要はあるだろうという思いがあった。学童保育の指導員は専門的な知識や技能を必要とする仕事であり、知識のアップデートが必要な仕事である。現行の「高等学校卒業者等」をこれ以上切り下げるべきではない。

〈地域連協からの発言〉 河内久美（石川県学童保育連絡協議会。馳会長より指名）

学童保育の指導員は専門性の高い仕事である。能登地域は公立が多く、輪島市では社会福祉協議会が学童保育を運営している。しかし、研修というと金沢が中心となり、学ぶ機会が少なかったが、今回の認定資格研修を受講することにより、自分の仕事がしっかりと見えてきたと声が聞かれ、放課後児童支援員という資格が励みになっている。輪島市では身分保障されているが、それ以外のところでは、午後からの勤務で月収8万円のアルバイトというところもある。人手不足は切実な声である。仕事として求められるものは大きく、しかし、保障は少ない。子どもの命を守る大切な仕事であるということは理解できても、職業としてやっていけない。募集しても集まらない。安定した保育内容を確立するには、中身の保障が必要。ぜひお力添えをいただきたい。

〈全国連協からの発言〉 副会長・賀屋哲男

愛知ではNPO法人を立ち上げ、日本福祉大学と提携し、「学童保育士」の資格を付与している。名古屋市では指導員の年収が320万円から400万円へと増えており、一定の働き口はあると自負している。授業の受講生も増えている。しかし、そうした学生が、資格を取得しても学童保育の指導員にならない。専門委員会では、「大学の養成課程で資格取得を可能とする指定制の導入等」にもふれられている。給料が上がっても指導員のなり手がいない。根底から変える制度づくりが必要。研修を受講しただけで付与される資格でいいのか。中卒者に対象を拡大することはどうなのか。

〈議員からの発言〉大河原雅子議員（衆議院・北関東ブロック・立憲民主党）

世田谷区では、新BOPを展開している。学童保育と保育園との切れ目、子どもの最善の利益を考えると、生活時間の実態と、生活の場としてあり方が少しずれているのではないかと待機児童のことも考えないといけない。従うべき基準については、その地域にあわせたフィットする形が必要ではないか。学童保育が保護者にとって安心して働き続けられるものになっていないのではないかと。

〈馳会長より〉

「公的責任における…」という議員連盟の名称には、法的な位置づけの確立、社会的認知の向上という意味が込められている。学童保育については、これまでは民間団体が主導してきた。その中でレベルはさまざまだった。公的責任の拡充がスタートしたということ厚労省にも文科省にも理解してもらいたい。「公的責任における…」という名称へのこだわりを持っている。両省庁の事業の狭間に陥るのではなく、子どもたちの居場所をどのように支援していくのか、生活支援を考えないといけない。学校には安全配慮義務が課せられているため、児童クラブに通う子どもの安全面を考えると、学校との連携も重要。これまでの長い歴史があるからこそ、今日がある。1960年代、文科省で児童福祉をやっていたのではないかと。現在、児童福祉事業に携わる人たちを対象とした研修を教員研修センターでやっているのか。（文科省：確認して…）やってないでしょ。過疎地域での研修のあり方について、あらゆるメニューの提供など、地域の学校で研修を行うことができるようにすることが考えられるのではないかと。教員の隣接職種でいえば、日本語教師は基礎定数に入っているが、その処遇は低い。部活動指導員については月4万8000円で誰がやるのか。学校図書館司書も専門性を持っている。職員のスカウト、育成、配置、認定講習と、1センチずつでも向上させていく。学童保育は教育、生活、福祉機関である。各都道府県でも総会が行われる。公的支援の拡充の一点に絞って取り組んでいきたい。

■自由民主党学童保育（放課後児童クラブ）推進議員の会総会 開催されました

（報告文責：大阪学童保育連絡協議会）

- ・2018年3月15日（木）9:30から 衆議院第2議員会館 地下1階 第7会議室にて
 - ・代表：吉川貴盛衆議員（北海道）、事務局長：大塚高司衆議員（大阪）、所属議員51名
- （吉川代表の挨拶・まとめより）

学童保育の基準を地方にすべて任せる動きがあるが、厚労省が所管するようになり、様々な課題が解決されるようになった。学童保育はそんなに簡単なことではない。ガイドラインが出された（2007）が、それでも処遇改善等の課題もあり、ガイドライン通りにはならず、まだまだ地域差が大きい。厚労省がリードしていかなければならない。汗を流して働く父母、未来を担う子どものため。待機児童も多い、障害児の子どももいて学童保育の運営は大変、現場の苦勞もある。地方分権では、一定の質の確保をして参酌化するというが、いい加減である。本当に子どものことを考えているのか？質の確保は大変なのだ。全国どこに行っても子どもたちは平等にされないといけない。それが違う基準というのはよくない。北海道の子も沖縄の子も、差がついていいとはならない。それを埋めるのが我々の役割。これは極めて大きな問題。地方自治体の考えだけではいけない。厚労省の考え、現場の考えを一番大事にしないとイケない。我々も対応する。

厚生労働省の学童保育担当者をお迎えしての 放課後児童健全育成事業 2018 年度予算 説明会のご案内

日頃より学童保育事業（放課後児童健全育成事業）の発展のためにご理解・ご協力をいただきましてありがとうございます。

2015 年度より「子ども・子育て支援新制度」が実施され、市町村は国の省令基準に基づいて条例（最低基準）を制定し、指導員（支援員）の公的資格制度も制定され、学童保育予算も増額されるなど学童保育（放課後児童クラブ）は新しい発展を迎えつつあります。

そこで「全国学童保育連絡協議会近畿ブロック」が呼びかけ、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室の小林克嘉室長補佐に来ていただき「放課後児童健全育成事業 2018 年度」予算を中心により詳しい事業説明や、国の考え方をお話していただくことになりました。

ぜひ参加していただきますようご案内いたします。

開催日 2018 年 **3 月 17 日**（土） 午後 1 時～3 時

会場 **新長田勤労市民センター**

（JR・市営地下鉄「新長田」駅南側すぐ）

参加費 **無料**

12 時 40 分 受付

13 時 00 分 開会・あいさつ

13 時 05 分 厚労省子ども家庭局総務課少子化総合

14 時 05 分 質疑応答

O2 府 4 県の議会議員、自治体担当者、学童保育関係者、研究者の方々にご案内しております。

O3 月 10 日（土）までに、メールもしくはファックスでお申込みください。事前に詳しく聞きたいことや質問したいことを記載してお送りください。



主催 **全国学童保育連絡協議会近畿ブロック**

京都学童保育連絡協議会・兵庫学童保育連絡協議会・滋賀学童保育連絡協議会・奈良学童保育連絡協議会
和歌山学童保育連絡協議会・大阪学童保育連絡協議会

とりまとめ：大阪学童保育連絡協議会（担当：柴田/泊）

大阪市中央区谷町 7 丁目 2-2-202 TEL 06-6763-4381 FAX 06-6763-3593

E-mail office@gakudou-osaka.net

関係各位 御中

2018年2月吉日

大阪学童保育連絡協議会

会長 松林 高志

〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目2-2-202

TEL 06-6763-4381

FAX 06-6763-3593

厚生労働省の学童保育担当者をお迎えしての
放課後児童健全育成事業 2018 年度予算説明会のご案内

日頃より学童保育（放課後児童クラブ）の拡充にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

共働き・ひとり親家庭が増加する中で、安全に安心して過ごすことのできる放課後の生活の場を求める保護者の願いは益々高まっています。

学童保育を必要とする家庭は年々増加しており、2017年12月27日厚生労働省の発表によると、2017年5月1日現在の学童保育の実施状況は、児童数117万1162名・箇所数2万4573箇所となっております。それでも尚、学童保育を利用したくても利用できない待機児童数は17,170人と把握されています。

2015年4月より実施された「子ども・子育て支援新制度」により学童保育についても国の制度や地方自治体の施策が大きく変わるものとなっています。厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」にもとづき、市町村では条例で設備運営の基準が定められ、2015年3月31日に策定された「放課後児童クラブ運営指針」では学童保育の質の確保・向上に対するより細かい指針が示されました。

あわせて予算体系にも変化がありました。整備費の充実、処遇改善事業の計上をはじめ量的、質的拡充に活用できるものが整備されてきています。一方で使いにくい、わかりにくい等の声も全国の担当課の方から厚生労働省の方に声が寄せられているようです。

こうした状況の下で今回、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室の小林克嘉室長補佐に来ていただき「放課後児童健全育成事業 2018 年度予算説明会」を開催することとなりました（詳しくは同封の案内チラシをご覧ください）。ぜひご出席いただけますようご案内します。お手数ですが準備の都合上、ご参加の場合、下記の申し込み欄にご記入の上お電話・ファックスでご送付ください。メールでも受け付けさせていただきます。

E-mail office@gakudou-osaka.net

お申込み欄

FAX 06-6763-3593 (締切日3月10日/土)

| | |
|------------------------|------|
| お名前 | 市町村名 |
| お立場・会派 | 連絡先 |
| 特にお聞きになりたいことなどお書きください。 | |

政務活動費領収書等貼付用紙

| | |
|-------|---|
| 整理番号 | 162 |
| 支出年月日 | 平成 30 年 3 月 21 日 |
| 支出項目 | 調査研究費 研修費 広報費 <u>広聴費</u> 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費 |


領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。）

NTTファイナンス株式会社
払込受領証

| |
|---------------------|
| お客様名 長谷 基弘 様 |
| お客様番号 [REDACTED] |
| 請求年月 2018年 2月分 |
| ご請求金額 ¥4,919- |

上記の金額を受領いたしました。
※金額を訂正したものと及び、取扱
日付印のないものは無効です。

NTTファイナンス株 株式会社


| | | |
|---------|---|-------|
| 収入印紙貼付欄 |  | 領収日付印 |
|---------|---|-------|

(お客様控)

| | |
|-------------------|-------------------------|
| 支出内容 (按分の計算方法) | 同定電 4,910円 ÷ 2 = 2,455円 |
| その他 | |


政務活動費領収書等貼付用紙

| | |
|---|---|
| 整理番号 | 163 |
| 支出年月日 | 平成 20 年 3 月 26 日 |
| 支出項目 | 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 <u>資料購入費</u> 人件費 事務所費 |
| 領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。) | |



領 収 証

2018年03月分 No. 

長谷 基弘 様

| | | | | |
|---------|---|---------|-------|--|
| 銘 柄 | 部 | 金 | 額 | お知らせ 領収日 20年3月26日 |
| 産経新聞セット | 1 | | 4,037 |  |
| 合 計 | | ¥ 4,037 | | |

毎度ご購入有難うございます。左記の通り領収致しました。




産経新聞 芦屋専売所
〒659-0025
芦屋市浜町2-8
TEL: 0797-22-2578



FAX: 0797-22-2579

| | |
|-------------------|--|
| 支出内容 (按分の計算方法) | |
| その他 | |

政務活動費領収書等貼付用紙

| | |
|--|---|
| 整理番号 | 164 |
| 支出年月日 | 平成 30 年 3 月 27 日 |
| 支出項目 | 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費 |
| 領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。) | |
|  | |
| 支出内容 (按分の計算方法) | 総額 296 |
| その他 | |